

正校

地方落穂集

一二

73

6424

1



73
6424
1

都て唐土高の肉へ士と彌々の民と凡凡人と々々
食住の二言と雖も之を以て第一とす既
百姓を農を勤め外之民を管する所は後
民屋あつて用之薪の竹木菅藁より或は
錫鉛系綿織物麻布木綿桑茶漢唐都て
生もの山産海川の産物も亦は地方
民の手より出し自餘の三民是を以て
百姓を業代ふりて天下の根本なり
字を法字と訓を地とす此を結ぶて
民とて安んずるは功三民の冠なり
實を以て士

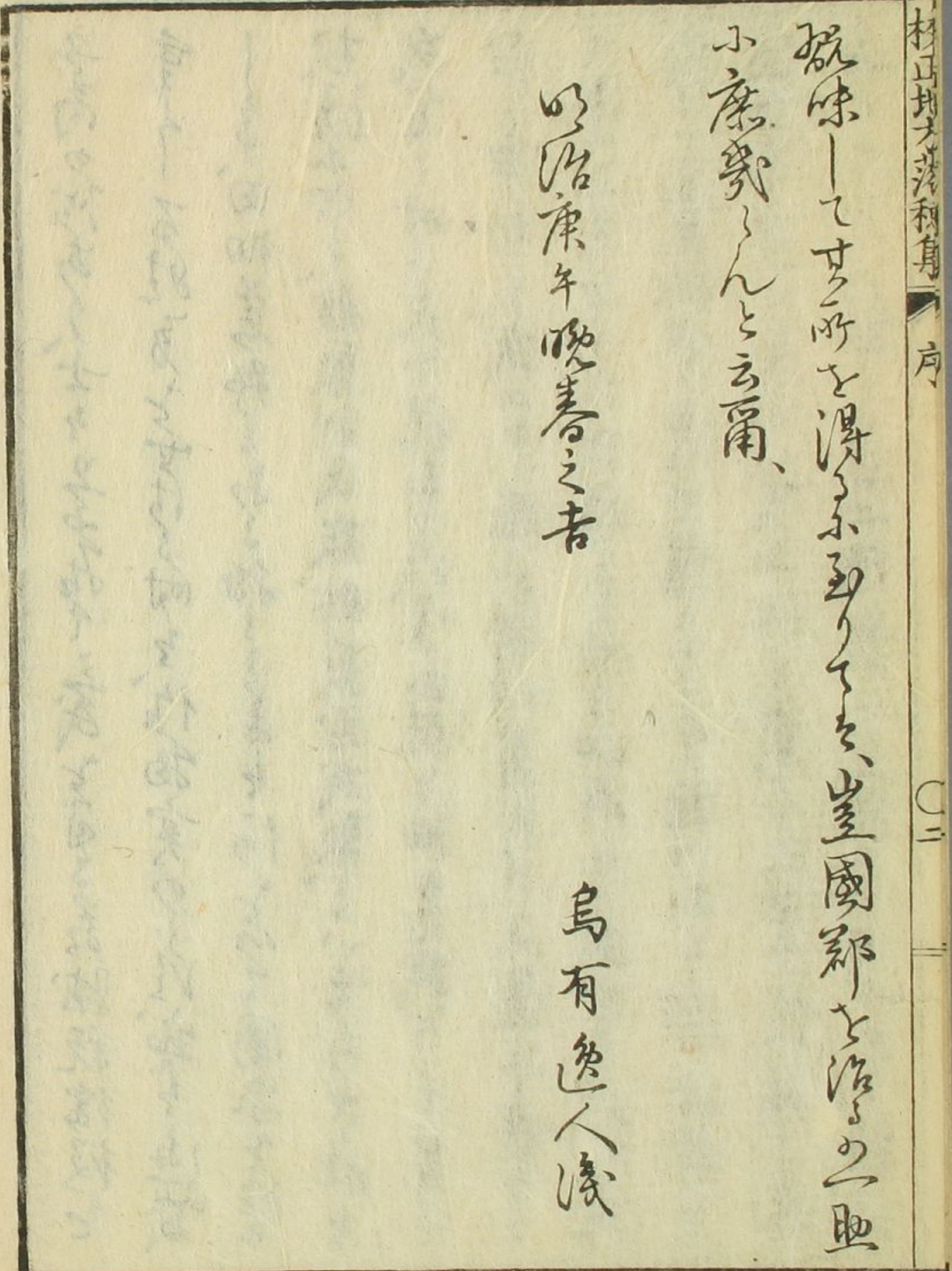
工商の所あり士を以て之民を以て
重く百姓を以て之民を以て
一多田畑桑柘とあり此を以て
む法不内く財聚則民散財散則民聚
民皆一時を天下の福あり唯正税を納めて
む事なく民の戸牖に耕耘の力足り
て上ふ是あり下民振る付て四海
實と凡地方の唐を蕩とて極り
位方分の一二を以て定ふ大田の
子のありて落穂集とて此を以て

漢書地理志

既味して其所を得る事なくと、豈國郡と治るの由
小庶幾くんと云爾。

明治庚午晩春之吉

烏有逸人淺



校正地方落穂集

卷之一

總目錄

- 一 地方六の法發り并地方名目の事
- 一 井田古法の事并圖式附愚案
- 一 田籍の事
- 一 國分の事
- 一 五畿七道定りし事
- 一 五畿の事
- 一 七道の事
- 一 郡郷邑里村巷定りし事
- 一 國郡庄郷里の事
- 一 村里并田方百石地割の事
- 一 田畑及別制作の事



- 一 賦稅徭役の事
- 一 耕作制の事
- 一 土民辨別の事
- 一 大閤検地歩數の事
- 一 同 五六の數の事
- 一 町割の事
- 一 境の地と炭と埋る事
- 一 関東関西の事
- 一 所領の事
- 一 村里田畑開闢の事
- 一 同 善惡を知る事
- 一 土の善惡を知る事
- 一 土地見様の事
- 一 村柄の事

卷之二

- 一 古拵の發り并京拵と直に發すの事
 - 一 斗搔太の事
 - 一 金銀兩目積發りの事
 - 一 鑓錢の意味并九六目枚の事
 - 一 金一分と百匹と云事
 - 一 田地永代賣停止發りの事
- 卷之二
- 一 石盛斗出しの事
 - 一 田畑六分違ひ一五の法發りの事
 - 一 関東二石五斗替の事
 - 一 同 厘付の事
 - 一 厘付の法八の數發りの事
 - 一 廿貫百石と云事并永の四割替高二割替と云事
 - 一 上方厘付并三分一銀納の事

- 一 上方銀納直段関東直段より二割高の事
- 一 上方関東又取釣合の事
- 一 永の四割替高の二割替高の五石替再談の事
- 一 田畑六分違厘付又取勘辨の事
- 一 山野海川高は結ぶ法の事
- 一 浮役小物成臨時物の事
- 一 高の五石替考の事
- 一 山方一毛作の場所高は結ぶ勘辨の事
- 一 旱損水損干減立方の事
- 一 糶摺取分勘辨の事

卷之三

- 一 海石と云事
- 一 十箇年平均より石盛根取仕出しの事
- 一 右早美の事

- 一 田畑六分違直段の事
- 一 高と厘とを見て物成米金を知る事
- 一 上方と仙臺知行騎馬物成一倍違の事
- 一 田畑検見一件の事
- 一 小検見の事
- 一 立毛坪刈の事
- 一 坪糶卷法の事
- 一 取米仕出しの事
- 一 當合仕出しの事
- 一 奥州伊達信夫郡防ヶ嶺岩代堂出しの事
- 一 畝引仕出しの事
- 一 大検見心得の事

卷之四

- 一 當時検見の事

- 一 五分取の法七五發の事
- 一 四叔の法發りの事
- 一 高一石の地坪を得る事
- 一 同 地坪と合毛して厘を仕出を事
- 一 當合より石盛を仕出を事
- 一 定免の事
- 一 平均を見て破免を知る事
- 一 永引起返し吟味心得の事
- 一 見取場并取下場吟味心得の事
- 一 古新田吟味心得の事
- 一 川欠水堀地所改方の事
- 一 本綿作檢見の事
- 一 本綿一坪の當合毛仕出しの事
- 一 分米高辻と云事

- 一 知行渡し分郷の事
- 一 越石百姓の事
- 一 私領渡し村五ヶ年平均心得の事
- 一 私領渡し節新田込高の事
- 一 四公六民法の事

卷之五

- 一 本石斗立の事
- 一 延米の事
- 一 込米の事
- 一 奥州白川領方合磐城半石直段高直に成意呆の事
- 一 田畑物成心得の事
- 一 同 取下及取付様心得の事
- 一 野山開發損益の事
- 一 甲州大切小切の事并小切發の畧傳

- 一 甲州郡内領雜穀直段仕出しの事
- 一 同領石間引の事
- 一 鎌倉永別の事附八幡神領小作年貢の外公納の事
- 一 奥州方合磐城岩代陸前陸中陸奥の五ヶ國より割割を四一高并七百文替出目永の事
- 一 四六出目の事
- 一 宿六高掛金荏大豆餅米納の事
- 一 道中宿次心得の事

卷之六

- 一 反高の事
- 一 込高の事
- 一 延高の事
- 一 色高の事
- 一 無地高の事
- 一 知行渡し口米永の事

- 一 口米永の事
- 一 代官諸入用積り定の事
- 一 役儀命せりし節扶持方持高より増減の事
- 一 代官所の外用向相勤し節入用と給はる定の事
- 一 手代檢使入用定の事
- 一 廻米破船見分手代入用定の事
- 一 諸役人定式の外勤方は付廻禮の事
- 一 代官參府謁見の事
- 一 役料返納の事
- 一 返納米の事
- 一 糸物断り状の事
- 一 代官皆所届の事
- 一 代官引越の節関所通手形一件の事
- 一 諸國関所名目并通り筋の事

- 一 女通寺形出所の事
- 一 鐵炮改一件の事
- 一 拜領屋敷受取の節式法の事
- 一 知行渡再談の事

卷之七

- 一 古来檢地條目の事
- 一 享保十一年觸達新田檢地條目の事
- 一 新田開發願書付初發吟味心得の事
- 一 掛り代官新田場所見分の事
- 一 檢地役人の事
- 一 誓詞文言并罰文認方故實の事
- 一 檢地致し方の事
- 一 同 竿入方の事
- 一 山畑竿入心得の事

卷之八

- 一 大場の檢地竿より大事有事
- 一 田畑境目植物の事
- 一 同 位付の事
- 一 同 高より結ぶ事
- 一 廻米積船定書の事
- 一 同 船頭水主炊等へ申渡しの趣并請書の事
- 一 同 上乗請書の事
- 一 同 船中日記前文言の事
- 一 同 城米浦觸の事
- 一 同 送り状の事
- 一 廻米出船注進書認方の事
- 一 同 船賃渡せし後異變有之船定法の事
- 一 同 濡澤寺船頭辨米の事

- 一廻船請負人救金の事
- 一破船有之節書上の事
- 一淺草正蔵と正蔵と換出俵澤手等拂米の事
- 一同 正蔵番敷の事
- 一手本米箱仕立様の事
- 一所々河岸正蔵より淺草正蔵迄運賃の事
- 一五里外駄賃の事
- 一海船河舟打替の事
- 一海船流荷物流荷物取上定法の事
- 一河船流荷物の事
- 一江戸方今東京より八丈島迄海上里数の事
- 一豆州島と善惡の事
- 一島手代相止し事

卷之九

- 一評定所發端年歴の事
- 一同 首板定書の事
- 一田畑永代賣仕置の事
- 一公事方勝手方公用日并期限の事
- 一徳川將軍家精進日の事
- 一紀州家代々忌日の事
- 一前々仕置筋の事
- 一永罪除日の事
- 一追放輕重の事
- 一過料の事
- 一差紙不忝の事
- 一亂心とて人々と殺せし者の事
- 一追放百姓跡式の事
- 一酒狂とて人々と負せし者の事

- 一 酒狂く人々を打擲せし者の事
- 一同 諸道具を損せし者の事
- 一同 自分と疵付し者の事
- 一 仕置者先達で拜借物の事
- 一 百姓持社の事
- 一 評定所出役手代扶持方の事
- 一 村方又落者跡式の事
- 一 所拂の者跡式の事
- 一 倒置者又散見分心得の事
- 一 手負人見分心得の事
- 一 手負取扱ひ忌べき品の事

卷之十

- 一 鯨分一定法の事
- 一 流鯨の節注進書の事

- 一 鯨見分又罷越と手代吟味心得の事
- 一同 落札金高勘定所へ書上の事
- 一同 十分一取立残金村方へ給りる同書の事
- 一 金山問屋運上割の事
- 一 檢地以後取箇付様の事
- 一 私領と入組し公用の節書上心得の事
- 一 直參の名殿付の事
- 一 諸納米金伺の儀又付定書の事
- 一 穢多煙止納米金の事
- 一 巢鷹山取計ひ心得の事
- 一 百姓割合物又付申渡されし品の事
- 一 無地高類辨高の事
- 一 讓鐵炮并舟積鐵炮の事
- 一 傳馬町へ人馬申遣と次第の事

- 一品川附出荷物貫目定物の事
- 一山林伐出し場所繪図の事
- 一山の木立見様の事
- 一立木根伐の事
- 一拙取の事
- 一文物の事
- 一大木見分の事
- 一根伐せし木軽重取計方の事
- 一渡場出川下の事
- 一大木水上衆方の事
- 一材木才詰心得の事
- 一鐵物の事

卷之十一

一論所地押申付らせし手代勘定所呼出の事并請書の事

- 一附内寄合より申渡は相成る諸書物請取認方の事
- 一在當地より初發双方より取る證文の事
- 一掛り奉行へ伺ふべき品の事
- 一論所着の節早速取るべき證文の事
- 一宿より取るべき證文の事
- 一双方論人共へ申渡を書付の事
- 一吟味の節罷出し人数前書の事
- 一見分吟味相消を双方より取るべき證文の事
- 一木錢飯米代請取書付認方の事
- 一論所手入内じき旨證文の事
- 一在當地へ罷出る日限申渡を双方證文の事
- 一論人共出府の節取るべき證文の事
- 一掛り奉行へ書物差出を目錄の事
- 一双方より前方差出せし書付返を節取るべき書付の事

- 一 由裁許治之評定所納書物入箱表書認方の事
- 一 代官より差出候取届の事
- 一 論所由用は付心得へき品の事

卷之十二

- 一 大切の囚人と江戸へ召連る事
- 一 囚人召連し役人先觸并江戸着心得の事
- 一 大切の囚人手鎖掛様の事
- 一 當人吟味心得の事
- 一 手負死人見分の節嗅氣と受ける仕方の事
- 一 大切の科人病死の節塩詰仕方の事
- 一 遠方へ遣は獄門首持様の事
- 一 手負其外寢死の者取置の事
- 一 首盜見分心得の事
- 一 人と殺し立退し者の事

- 一 百姓出入内濟り付濟口証又の事
- 一 内府致し善と惡と有事
- 一 牢舎申付らばし者と牢屋へ連行手代心得の事
- 一 道中筋倒れ者寢死の者小届の事
- 一 傳馬宿出火の節心得の事
- 一 在方出火注進心得の事
- 一 欠落せし奉公人先より惡事仕出せし節の事
- 一 盜賊せし者仕置り品の事
- 一 料所私領出入り付料所百姓奉行所へ出し節の事
- 一 仕置者有之節心得の事
- 一 拷問の事
- 一 誤證又以来相成ゆる事
- 一 社寺の面々取計心得の事

卷之十三

- 一 轉切支丹血脈續の事
- 一 切支丹類族届致方の事
- 一 京都町奉行所は有之帳面写の事
- 一 類族は出べき者の事
- 一 本人本人同然伺書の事
- 一 宗門改の節旗本より書上文言の事
- 一 同 大名方より書上文言の事
- 一 伺證又案詞の事
- 一 取置証又案詞の事
- 一 類族病死届の事
- 一 同 出生届の事
- 一 轉切支丹類族出生届の事
- 一 享保年中切支丹一件書付の事
- 一 村方より差出を注進書の事

談は成し節の届書認方

- 一 同 預人并手鎖の旅人月代允願書認方
- 一 預手鎖人有之節請書認方
- 一 腰掛へ双方出し節翌日は呼出し請書認方
- 一 村々へは尋の儀有之廻状より觸達しの節否の請書認方
- 一 差紙頂戴は差日より延着の節差上る書面認方
- 一 訴詔入判頂戴相手銘くへ相附差日以前出府着届書認方
- 一 奉行より歸村申付置をし処猶又日限を付出府着届書認方
- 一 改印届書認方
- 一 吟味中引合人より呼出し差紙頂戴着届認方
- 一 同 代人引受の節書面認方
- 一 相手取らせ判頂戴差日以前着届認方
- 一 同 代人引請し節同様返答書へ相添へ差出を書面認方
- 一 判附らし節相手方より訴詔方へ遣は拜見書認方

- 一 吟味中連印より日延願書認方
- 一 同 破談届認方
- 一 吟味中飯村願の事
- 一 同 欠落せし者日限尋申付らぬ日限は成訴書認方
- 一 平常欠落者訴書認方
- 一 出火届書認方
- 一 盗賊は逢し節訴書認方

校正地方落穂集總目錄 畢

校正地方落穂集卷之一

目錄

- 一 地方六の法發り并地方名目の事
- 一 井田古法の事并圖式附愚案○田籍の事
- 一 國分の事
- 一 五畿七道定りし事○五畿の事○七道の事
- 一 郡郷邑里村巷定りし事○國郡庄郷里の事
- 一 村里の事○田畑及別制作の事
- 一 賦稅徭役の事○耕作制の事
- 一 土民辨別の事
- 一 大間檢地步數の事○同五六の數の事

- 一町割の事○境の地は炭を埋る事
- 一關東關西の事○所領の事
- 一村里田畑開闢の事○同善惡を知事
- 一土の善惡を知事○土地見様の事
- 一村柄の事
- 一古柵の發り并京柵は直を發の事○斗燈太の事
- 一金銀兩目積發の事
- 一鑿錢の意呆并九六目救の事
- 一金一分と百匹と云事
- 一田地永代賣停止發の事

校正地方落穂集卷之一目錄 畢



校正地方落穂集卷之一

信陽 東條耕子藏 校

○地方六の法發り并地方名目の事

一夫大極二儀は判を清て輕き物ハ上を天と成獨て重き物ハ下を地と成天を圓として地を方あり天地開々を自然方角成東を以て方角の天地四方を六合と云天ハ陽として地ハ陰あり陰陽合體して萬物を生成是を以て天地四方の六數と地方の根元とし古今六の數を以て土地と分量すると云り又名目と地方と顯るるとハ都て地の方境は盈る物森羅萬象悉皆地は屬せんと云ふし故に土地は附るるとを指て總名地方と号するあり

校正地考

○井田古法の事并は圖式附愚按

一井田ハ方一里一町の田と一井とし其中二井の字と畫されバ九區と成
 各區と百畝として俱九百畝あり中の百畝を公田とし外の八百畝を
 私田とし是を八家に分ち中央の百畝を八家より耕養し貢納は是を
 唐虞三代の良法あり

一周家井田制は曰八家と一井とし四井を邑とし四邑を丘とし四丘を甸
 とし甸の即ち十六井ありと云々

井田之圖

私田 百畝	私田 百畝	私田 百畝
私田 百畝	公田 百畝	私田 百畝
私田 百畝	私田 百畝	私田 百畝

方田を九に割り中の百畝を公田とし八家
 之を耕して公納し外八百畝を八家に分ち
 之を民の田徳とする也

一阡陌ハ井田の畔として東西南北の道を云ふなり然るは畔道多くして田
 地狭き故後世に至り之を開き田と多くするると云々

一井田の古法を按ずると井の字の四畫ハ陰數にして井ハ陽の器物九の
 數ハ陽中の陰あり是を以て陰陽合体して萬物能く生し実糸の綫を取
 と見えたり又百姓ハ井水の如し井水節は汲るときハ一ツの井より百家
 とし潤むるべし是則ち汲は猶豫するときは水休まる故也然る時ハ萬
 代も尽るとふし左ふして火急は汲立むハ水勢忽ち涸れ泥混して水
 徳を失ふ百姓の貢を納るも亦此の如し節は之を取立る時ハ百姓痛む
 萬代も尽るとふし子孫業を失ひ又賦税嚴重あるときは民疲
 る民疲は土地實の土地実の土地實の土地實の土地實の土地實の土地實の
 時ハ遂に業を失ふに至る夫百姓の懸命とする處を田地なり是は於

校正地考

卷之二

て萬代不易の利を以て井水は對して古人井田の法と作為し民を撫育し土地を闢しと見へり

○田籍の事

一方六尺と一步とし三十歩を以て一畝とし十畝を一段とし十段を一町とし三十六町を一里と云々
一東西を豎とし之を陌と云南北を横と云之を阡と云云
一司馬法井田制は日六尺を以て歩とし百歩を畝とし百畝を一夫とし三夫の受る田を屋とし三屋を一井とし四井を邑とし四邑を丘とし丘より馬一匹牛三頭を出る亦四丘を甸と云甸より兵車一乘戎馬四匹牛十二頭甲士十二人士卒七十二人を出ると云々

○國分の事

神武天皇寰宇を平定し給ひてより海内靖寧ありしは
崇神天皇の御宇に至り邊境の夷狄 王化は版をめぐりしは四道は將軍と遣はし之を征定し給ひしより四夷八蠻 朝貢を献するに至る其後
成務天皇五年始て諸國の經界を分ち國造者に如しと云を國分と定む其
御宇の國名は山代大倭浪速津根紀伊近淡海近江伊勢尾張三河遠淡海遠江珠流河甲斐伊豆相武无邪志総安房下三野斐陀林野毛野今の上野蝦夷羽也越陸道 佐渡丹波但遲馬針間吉備今備前備中備後下野也蝦夷羽也越陸道 伯出雲石見意伎安伎周芳穴門長門淡路粟讚岐伊余都左筑紫前筑後豊今の豊後豊前肥後肥前日向大隅薩摩伊吉對馬等あり其後大ふるを割き小ふるを併せ沿革數よりて遂に
淳和天皇天長元年國名全くとり六十六箇國の國名 二島對馬と成し也

○五畿七道定りし事

神功皇后攝政の御宇五畿七道を分ち國の上中下と撰び田畑の稅物と定
め其後三韓御征伐の御時彼國より井田の圖法を得給ひ是より土地の
高低と檢し溝洫を通し天下は遍く農を教へ給ひしと云く

○五畿の事

一五畿といは八百里の國中よりて

天子の饗膳は備ふべきと云所謂山城大和河内和泉攝津是を中州とし此
五國を畿内と号け是より速方は使を遣はし其道七道なり

○七道の事

一 一は東海道十五國 二は東山道八國 方今十三 三は北陸道七國 四
は山陰道八國 五は山陽道八國 六は南海道六國 七は西海道九

國七道合せて六十一國 此外西海道は二島 壹岐 伊予 右の國は何れも大
小上下の別あり亦古へ筑紫は太宰府 奥州は鎮守府 羽州は秋田城を置
給ひしと云方今東山道の内陸奥を割て五國 後石城 岩代 陸奥 として出羽を分
て二國 羽前とし 更は蝦夷を裁割して十二國 渡島 後志 石狩 天益 北見 膽
鞆 とな北海道を改稱し 總て五畿八道 八十三國 二島と成し也

○郡郷邑里村巷定りし事

一上古既に國郡の境界定るといへども後世其法を失ひ 經界正しし
るよりして隣郷互ひは争鬭を起さる因り
聖武天皇の御宇吉備公僧行基僧泰澄の三人 勅を奉りて天平七年より
同十七年より至り十ヶ年の間は諸國の郡郷邑里村巷の境を定め撰え其
内泰澄は東國を制し 駿河より中國迄は行基之を奉りて中國より西國迄

ハ吉備公之を改正を云

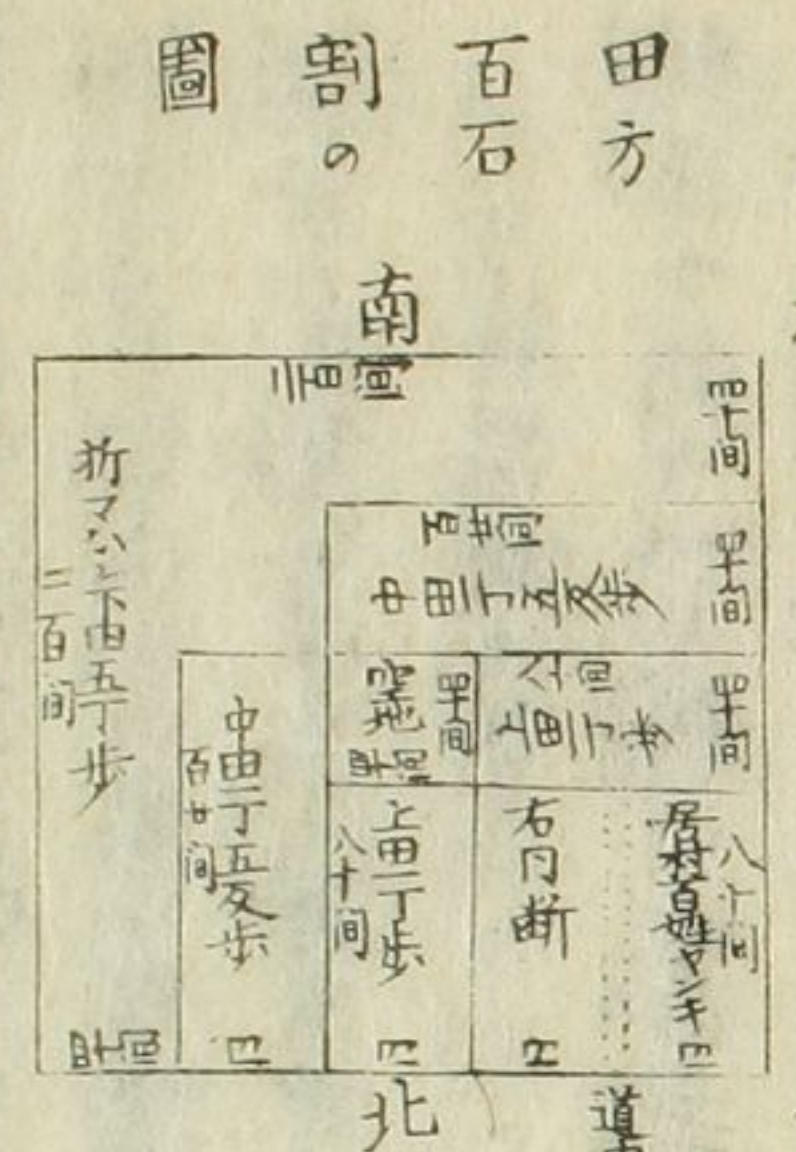
○國郡庄郷里の事

一國の中郡あり郡の中庄あり郷あり國郡は依て其名異あり又庄郷の内一里あり里の内一名あり田畑一丁と以て名と何事も廣狭同じうら従是國の大小因てあり又東西六町南北六町を以て一里と云道路二分つ時ハ三十六町と一里と云田畑は約する時ハ六六三十六町ある故方六町を一里と云地を分つ類皆之を以て分別するあり

○村里の事附田方百石地割圖

一一家と一戸とし五十戸を里と云一里毎に里長一人を置いて戸口を檢校を亦十家は足らざる他の大村へ加入し六十戸を餘る時八十戸を割て一里と建長一人を置く凡二里以上と小郡とし四里以上と下郡とし八

里以上と中郡とし十二里以上と上郡とし廿里以下十六里以上と大郡と云○按するに里ハ今の村より里長ハ今の庄官名主と見へり



二百間四方を四十間四方宛廿五割て西北の隅四分を居村とし其内又上畑敷敷を取中分を空地とし村廿二方と上田其次と中田折廻と下田と云也

○田畑及別の事

一吉備公僧行基泰澄の三人勅と奉りて田畑を分六尺四方を一步とし三百六十歩長三十歩横十二歩を一段とし十段を合て一町と云土地一反は生をる米十二合の料を以て三石六斗四石二升と云此外上中下の品土地は郷に隨て差別有也

○賦稅徭役の事

一根本世鏡抄曰田畑は出る處の五穀廿分より其一分を貢物と備へ
 其他ハ庄官下司公父ホへ給り其時因て其用其職を補せりと云
 一弘仁式曰上田一段の地子稻十束中田八束下田六束下田三束と云
 一拾芥抄田令曰稻五把と以て一束と為と云
 一弘仁二年菅清公内麻呂僧空海ハ勅を奉て賦稅徭役の事を制し此時
 代より夏麦を以て正稅の如く納しむと是當時の謂ゆる夏成なり

○耕作制の事

一耕作の制ハ一夫耕を所田三反畑三反二夫の職一町二反と以て民七口
 の家を養ふ七口の民七人を以て傭夫一人と出を是朝廷の夫役也

○士民辨別の事

一十二町の穀を以て養ふこと十民一民十人はし百廿町の穀を以て養ふ
 こと百民凡は百廿町の制度と能知と士と名け千二百町は十人の士也
 亦七十人と知と武と武ハ戈と止ると松字にて乃一萬二千町は武十
 人あり之と治ると吏と云二吏に至て國司ハの儀なり又一吏の國司受
 領あり何れハ民の勸めを任せて之と課を受領の國司と遣はると其
 任四年ニ過ると然も共其人賢徳なりて國人其人を渴仰する時ハ重任を
 することあり凡一國を管領する人賢才ありてハ國民治まると遠く天下
 疲弊するに至る亦上古ハ大氏二千石と重祿とん是上代の仁政あり

○大閤檢地の事

一大閤秀吉公治世の後慶長年中是兼坊其術の命を諸國と檢地せし
 む然るも越前國に至りし時豊公他界有しより半途よりと止め故に

今に至る迄古代の検地残りて所々あり豊公ハ五六の數を以て土地
と改め國の高及別と増を之と大問検地と云三百歩を以て一反とし二
百歩と大歩と云百歩と小歩と云五十歩と半歩と云也

○大問検地五六の數の事

一古法を六の數と以て歩數と定む然るは慶長の検地は五六の數を用
ることハ按るるは古法六六の數ハ天地四方と合せたる數と世界ハ
盈たる數也然るは滿ちハ欠るの儀なり又六六ハ堅ハ横ハ陰陽の
分ハふし愚按ハ方角ハ地ハ属する所ハ中央と上とし四方ハ東ハ木南
金北と合せて五行と成五行都と離るべしと皆土と体と成故ハ
田畑分量の數ハ應るると以て五の數を加へ用ると見へたり又六ハ陰
より五ハ陽あり是所謂陰陽氣と合して萬物と生ふるの儀と取五六

の數を用ひしと成るべし

○村里田畑開闢の事

一上古國と建民と居らしむるハ必だ土地の理を考へ水勢の及ぶる
所は於て家と造り棲居と營と大河の激波と防ぎ小川の細流と注ぎて
乾燥の地と潤不し鼻濕の地と田とし高原と畑と古ハ畑とし堤と築て
洪水は備へ溝と掘て用水は當人民耕し之と田作り又耘耨し畑と
營と三人五人爰は群と成し久しく損害ふらねハ漸次集會して遠は村
里と成しふらべし今の新田開闢之は准は

○町割の事

一町長六十間を以て一町とし六十間四方を以て屋敷割と定め兩側の真
行と廿間と極め残り廿間と道幅并ハ水道境目ハの料は用由間口ハ大

小定りふし

○境の地は炭と埋る事

一 地境は炭と埋るハ吉備公等の三使國郡の境と改る時境の地は炭と埋しと云炭ハ土中是有て決して朽げざる故あり炭と境と云之と始とん

○関東関西の事

一 往昔の逢坂の関より東と関東とし又坂東共云関より西と関西と云然るは今逢坂の関ふし依て箱根より東と関東とをる也 逢坂と近江は在箱根ハ相模は在

○所領の事

一 一は家の所領二は永代給の所領三は官職所領是ハ其器又當る人々以て其職其官は居る時所領と給はる 高代は是ハ子孫は傳領するをふし上古を大畧此の如きあり

○村里の善悪を知る事

一 村方全体の善悪ハ地形の高低と方向の方角より寄る東南低く西北高きハ上々の村也如何とあるハ西北高き故は寒氣薄く東南低くハ日受よく又水落もよし依て諸作実のる也東南高きハ南は山有を惡地あり陽氣を受るべし水落惡くハ也

○土の善悪を知る事

一 土地を色くよくして悉く善悪なり先畑を以て云バイナゴ真土と上くとを土の色麁麁香色よて土細くは粘有て塊をくべし潤りよく潤ハ有能肥を受て實乘よし次よと真土と上くと土の性粘強く土堅き故つるは大ゆく也又小石交をよし然きども土堅き故種物土又馴ることイナゴ土より遅し苗植の処を塊と能くふきまば種物塊は堅らばて生立は告しと又土

水田地

〇

荒き故イナゴ真土トウリ日透き易し然共肥と多く入まば能出来る
土也ヘナ真土と云ハ色青白くして土性堅く粘強くして多量に雑し是中
の土也又野土所々有其内黒野土ト云ハ其色赤く潤ひあはしくして粘ふし
共肥と過分に入まハ殊の外より出来る土也又湿りなりて日眞せば
也山野土と云ハ宜しき其色赤く潤ひあはしくして粘ふし
又赤野土の中より黒めりて潤りたるハ黒野土と准じて善く其色も
灰の如く成り至て惡し土軽くして風吹散り是亦ハ只肥の精の
りて実赤也又ゴト土とて土塊も毛の如く筋有るなり是れ多く田に在
下土也此外土性品々あり何れも右に准じて知るべし

の土地見様の事

一用水堀溝の如くより浅きハ水掛り自由の場也是亦ハ土地ハ田麦を

一作は兩毛作の場と知べし又用水堀深きハ水元遠くして遠方の水と引
と知べし又用水堀多きハ高場也總水堀多きハ水損の地也四壁あり
又有るも無が如く斑々として都て大水なきハ水入場也此邊より水塚と
て百姓の居所は高く築上たる地有る也又村上は大江大川ふとを流
へ或ハ村下一二里の間は大多る流有ハ水落惡く大水の節ハ逆水上
水湛ハ水損多きもの也又百姓の田ハ置置の元ハ水溢付て其色黒く或
ハ茅垣の根元黒きハ深場と知るべし又稻株高く刈て見ゆるも深場也
但し岡田の様に見えり株高く刈たるも去年水損有し地也是れ一休地也

○村柄の事

一其村へ入て四壁茂り家居并に田の締り能ハ上村也惣下を村柄と見
るハ其村高と人馬の數とを見合せ知べし高百石ハ人負百人有る上

村也馬之^ニ准^ズ又職人商人醫者山伏道心坊小の遊民多き村を是亦上
 村也其村繁花^ハ右体の者渡世仕能^ルへ自然^ニ集^ルり又人数多き村
 方ハ福有成故他村へ出る奉公人^ハ多^ク他村より村方へ奉公人入^ル故也
 一其村へ入四壁^ニ斑^ニある欵^ハ或ハ四壁もふく家居垣小の破損^ト獣^ハ庭^ノ
 構へ草深く見へるハ困窮^ノ村也又村へ入何となくを^シ物淋^シ
 ま^シ至^リて貧乏^ノの村也又家居見苦^クとし其村ハ山林^ニ野^ニ有^ル或ハ林
 場^ノ段場^ノ有^ル村と内証^ニ善^ク也此の如^ク村多^クハ野向^ニ有^ル也
 一又市場河岸場^ノ外定式作物の外^ニ綿^ノ綿^ノ木綿^ノ麻布^ノ外稼^有村ハ上
 村也又夜令^右体の助成^{あり}共田地^ハ延^有をよ^シ入遊地^もあ^く田畑並
 能^く伏^て地^計りの村又少^ク町場^ハ里^方の村ハ村柄^{より}見え^{ても}見
 掛^斗り^て内証^宜し^うる^村也

一山方濱方^ハ人数多^ク共村柄^ノ目的^ハ成^ル濱方^ハ田地^ハ只^ハ淨^ノ獵^ノ
 と^シ業^トと^シる^故大勢^有也然^レ共魚^獵ハ風雨^ノの憂^ハ一^向不^獵
 日^も多^ク過^大獵^有も平日^他借^{して}今日^と暮^を故^中身^ハ付^を依^て何
 處^も貧^乏之^也又山方^ハ打^開た^る田地^ハ山谷^ノの間^又ハ山^ノの内^日受^好き
 處^と切^開き^作ると^ハ共地面^宜し^うる^故五^反有^ても里^方の一^反
 程^も取^難く^殊丹^情して^ハ付^せし^地と猪^鹿獐^あら^る荒^られ^手を^空
 たる^も多^ク依^てカ^の及^ぶ程^山と切^開き^しり^地野^を廣^きも^也又切^替
 畑^も云^ハ一^反も^帳面^{して}五^反も^有也是^土性^宜し^うる^也
 て一年^よ一^毛作^し外^取上^らる^其翌^{一年}ハ其^畑と差^置其^次の^所と
 草木^を燒^て之^と掘^返し^畑と成^蒔付^件の^焼灰^肥と成^て其^年ハ出^来る^也
 此^の如^く段^々作^り行^き五^年目^程又^元の^所へ立^戻る^左と^ハ五^年も

前の処を荒果小苗木多く茂ると又焼立る多し 冬向遠山は火此の如く
根難し何と取ると見れば粟稗蕎麦の類より外は出来ず夫も里方
の三分一程の穂として立毛も少く又手入肥とをるも山坂を上下し家
居違ふと遠く見上るが如き所へ持運び自然手入の肥も薄く出来栄も
ふし此の如き故場を廣く作り地嵩りて少く充取集るより人負も多
く掛り小作迄を喰ふ成難し去ば五人七人暮るても皆作は掛り又作の
間を薪を伐て里へ持出し少く充の錢と取り販らば塩茶の類を調へ
稍く其日と暮れをべて此の如き故内証の殊の外困窮也又至ての山中
る作物も少く只立木を伐て板角平物小は木取里へ脊負出し少しの賣
代と以て夫食を調へ又朽の実などを取り粥を煮て朝夕の給物と成都
て山方濱方ハ此の如き事は人多く入ゆへ人数の多きも村柄の目當り

あつたといふ云也去は箇様の処ハ年貢取箇付ま心を用ひ勘弁を
せし山方ハ場所廣く内証宜しき者は一際よ心得るべし
一山方よ内証宜きと云ハ山下の村の事也是ハ後ハ山有て山稼も出来
前ハ谷打開けて作場も多し里方同然也殊に箇様の処ハ桑漆楮ハ有
て蚕と飼又ハ紙と漉き蠟の実柿渋ホと出し又田方ハ山寄るハ地面
は延有て取箇ハ里方より低く仮令高免りても此の如き地ハ田畑の外
助成多き故痛し成む箇様の処ハ村は寄あふと免とて田畑より出る
外の米水と掛て取とも有今ハ秩父領ふと山方もなども田畑の外は物
成運上物多く格別宜き処也是ハ所の所ハ人知む福有の者あるも也
○古料の起り并京料は直を發の事
一古料ハ五寸四方深二寸五分也と云ハ是ハ一尺四面の物と四ハ割堅と

又四ツは切生ハ方五寸深二寸五分と成依て四四十六の根元一より發
 し也尤も一を萬物の起り多れ然るべき法あれ共近代方四寸九分深
 二寸七分と直せし據と考るより枘を萬物と改め量る器也然ると一尺四
 面の物々四ツより截り五寸二分五分と云べし又萬物
 一より發て一より取し一を小數の満る処より位と進めバ大數の極に至
 る都ての物満るハ欠るの儀有是を以て四十九分二寸七分直を見
 えく然るハ四寸九分と二寸六分も有べし共左をハ古枘より
 量器の歩數減るより猶豫と付て二寸七分直せし成べし

○斗強太の事

一升枘より一合枘迄斗強の大を枘の底に記したる焼印の直径を用る
 也五升枘一斗枘皆右に准む

○金銀兩目積り起の事

一金銀ハ世界の至宝として各國之を以て萬物通用の至極とん夫世界の
 形ハ雞卵の如しと云り金銀ハ世界の寶成より其形容を取雞卵の白
 らの目數をとりて銀の兩目とし黄との量數を以て金の量目と云

○錢錢の意呆并九六目抜の事并錢を鳥目と云事

一古へを調百を以て通用を今遠國ハ古風残り調百を以て通用する
 所なり此調百を錢と唱へ中古より通用する九六百を錢と云又錢を鳥
 目と云を往古の錢を更此の如き形を鳥の姿也此目と覺しき処へ
 を貫く故鳥目と云と此錢今も古錢の内も有是ハ唐錢にて昔
 神功皇后三韓御征伐の時是を彼邦より得玉と云説なり其以後日本も
 て此錢を鑄て用ひ玉はしと見えたり又金錢銀錢も通用せし也古

頭宗天皇の御宇銀錢一文と以て米一石を替へしと古書に見えり今錢
と九十六文又直し通用を多し調百を六ツハツ二十六割ときを
何れも端分出て通用自由なる又調錢をハ数詰り一文欠ても不都
合と成又九六錢を六ツハツホは割ても端分出て美用の通ひ宜しき故
九六錢又改めし成へし

○金一分を百匹と云事

一古ハ銀四貫文を以て金一兩は通用し時高下相場金一分は一貫文也然
るも古來を駒曳錢と云と鑄て一文を常の錢十文は替ると云近
大錢を鑄し又銀百文の内十文元の間へ駒曳錢一文を加へると云
是ハ例也又銀百文の内十文元の間へ駒曳錢一文を加へると云
之は依て銀十文を一匹とし百文を十匹一貫文ハ金一分は對するゆ
金一分を百匹と云也○目錄は何百匹とあるを馬代は用る故と云へ

○田地永代賣停止發の事

一田地永代賣停止の後ハ徳川家祖宗治世の時より定ると云り其詮ハ右
の停止ふたれハ金錢を多く持たる者ハ浪人町人百姓は限らざる金銀の
有る任せて買取ハ遂は一村一郡一國とも私の有らざる然る時ハ
其者の威勢次第強く成終り上を凌ぎ一揆を起し國郡騷動の種と
成べきと考察し且ハ身上不如意の百姓を代り所持の田畑は離れ自
然退轉せざるべきを推想せざる堅く之を禁せしと云是尤も仁政あり
一往昔源義家奥州の亂を鎮靜の爲彼地へ下りし時下野國塩谷郡に至る
此里又一人の郷士ハ構ハ一段高き所にして其住居の廣大嚴重なる
こと四方は門と立堀を構へ堀と囲ひ家人充滿し金銀財宝藏満武具
馬具の類過分貯へしとて事足すと云と云く近邊皆此者の持分と

諸人の尊敬云斗りあり威勢遠近々稟ま之を塩谷の長者と称す
 義家七女と共ニ爰止宿せしは皆圃の内は宿し夫々の備へ一として
 手支へふく其華厳実を盡せり義家奥州平定の後かゝる者と地下は
 置てハ謀叛人の媒と成又ハ自分一揆とも起るべし其節之を退治せん
 又ハ民の煩も多り多へしとて後年其家を及收し然らば其跡を建しと
 うや其古跡廣原と成今ハ長者が原と名け礎丹くは残り在と云名將の
 後事し爰ハ民の疾苦を除くと此の如し
 一 徳川家祖宗治世の始め永代賣停止の仕置も是と同じ名君の先見古今
 等しきと割符を合せたるが如し

東京

大月忠興補訂

校正地方落穂集卷之一畢



校正地方落穂集卷之二

目録

- 一 石盛仕出しの事
- 一 田畑六分違ひ一五の法蒔りの事
- 一 関東二石五斗替の事
- 一 同二石五斗替厘付の事
- 一 厘付の法ハの發の事
- 一 廿貫百石と云事并水の四割替高二割替と云事
- 一 上方厘付并三分一銀納の事
- 一 同銀納直段関東直段は二割高の事
- 一 上方関東及取釣合の事

- 一 永の四割替高の二割替高の五石替再談の事
- 一 田畑六分違厘付反取勘辨の事
- 一 山野海川高は結ぶ法の事
- 一 浮役小物成臨時物の事
- 一 高の五石替考の事
- 一 山方一毛作の場所高は結ぶ勘辨の事
- 一 早損水損干減立方の事
- 一 叔摺取分勘辨の事

校正地方落穂集卷之二目錄畢

信陽 東條耕子藏 校

校正地方落穂集卷之二

○石盛仕出の事并算法

一 石盛斗代を積ると古入井田の法を考へ其國其所土地の善惡并は利害得失を勘辨し山野海川共は貫高石高の法を立高は結び後世の掟と云ふ上方は三分一銀納と云有関東は二石五斗替の法又永の四割替高の二割替廿貫百石十町百石ふと云法有右何を貫石と云高は結ぶと云ことふし

一 石盛を定ると先土地の位を極ると第一也土地は數品有其一品の内は又甲乙有然を共類を集め土地の位は准じ其村限は上中下三段は極

め三段の内に入難き下る田悪地と位を付又右一段の内より出来方
 甲乙有べし又土性を勝多とる家居近くして用水掛り自由の処の上
 の位より有るも有又上土とつへども用水の掛引難儀あるも或は遠場よ
 て肥し手入不自由成処又ハ東南を塞たり陰地と中下の位より有るも
 あり右様の事又付一段同位より一升二合の立毛も有り又ハ一升或
 を八合九合又出来るも有故又此三段を平均し其中分を以て其位より右
 盛を仕出をとるも甲乙ふし凡石盛を仕出を法一より起り一又飯土
 の位上中下と分るときハ上の位を指て一と依之上田一歩生
 たる所扱一升とし高石盛を仕出し之を以て百千萬の石高を量り上
 る也飯合ハ器は物を積重ると盛と云意呆り石高を積上ると石盛と
 号く右一升の扱を以て石盛を仕出を算法左の如し

上田一反歩 一升毛

此米一石五斗

内 七斗五升 公納
七斗五升 百姓作徳

但五合摺の積より

是と五公五民の法と云公約七斗五升と十五盛の根取と有る也今世上
 又用る処の七五の法と云を之あり但し五分取の法は用也
 右を高五ツ取の厘取又當る也都て五ツを以て地方の法の元と
 一石盛又右の法を立るとつへ共一体は此の如く五分とるも右ハ
 石盛仕出しの根元より是より次第を分つ也藺田麦田ハの上田と
 五合摺五分取と有る也其外と土地の善悪土性の高下より石盛の法
 品より四公六民と分る時を盛十五根取六斗也又一一反一升毛の扱を

千減二割引二石四斗と成を五合摺より一石二斗と成是十二の盛也
 是と五分こま取根取六斗と成又四分六分一分分て四斗八升と根取と
 定るし有之を其土地に應し色と勘辨の上執行ふ也石盛の取出し様先
 右の通ふれ共前云如く土地より種と得失を考へ取を立る也又土
 地又付助成り所ハ單せ盛とて土地の助成を見込て石盛を高くする
 てもつり是れを河岸場市場其土地より出る産物其外助成と成べき物
 と見込る既又甲州大門村と云所土地も宜く田畑立毛格別よく其上
 紙を飛出し糸綿と出を市場と大金と取捌く村也此処石盛三十六
 して千石余の村多れども境内いと狭し又合毛の内を減して石盛を結
 ぶ所も有るべし土地又甲乙の品多るれば幾段も名目と付石盛を次第
 する也筒様の処を土地場よりふきと也

一惣て根取と五ッ成と取法也五ッ成ハ五分の法と同一然しあが
 田畑六分違ひの謂を以て重付平均の時と五ッ成と取て実ハ四ッ
 當る也

一石盛の段ハ所々寄一様あり孫共先ハ上中下何れも二ッ下りの法也然
 共前記と如く地面土性立毛出来次第をいふし又中より格別の
 飛違りあり○畑方石盛と田方六分違也但し石盛二ッ下りと云て田
 と畑と二ッ下りありと中田の石盛と上畑は當夫より二ッ下りして石
 盛と定む然れ共中田の石盛と直上畑は用るハ誤あり○田畑六分違
 ひの法を用ひて畑石盛を仕出を委く左に記す

上田十二 高は五ッ取
 又四斗八升
 是ハ元来一升毛の内を二割引八合と一又の歩面三百歩は兼し

二石四斗と成と五合摺と一石二斗是と十二の盛とを又五ッ取
よして六斗是五分ての取也然ると右六斗の内と二割引四斗八升
として反取と極も也盛と結ぶるも二割引取と符るより二割引都合
四割引也五ッ取と二割引ハ四ッ取と成五ッ取と記をハ虚厘とて實
厘ハ四ッ也上方関東共此の如き反取ハ反取と四歸して石盛と知
る其法左に記して初心の疑と解く

中田十 高は五ッ
及は四ッ

下田八 高は五ッ
及は三斗二升

上中下高合と三石

平均十は當る 平均五ッ取
実厘四ッ

内取米一石二斗

上畑十 高は五ッ
及は四斗 但し反石盛あり

此永百六十文但し二石五斗替

中畑八 高は五ッ
及は三斗二升 但し右同

此永百廿八文但し右同

下畑六 高は五ッ
及は二斗四升 但し右同

此永九十六文但し右同

上中下高合三石四斗同取米合九斗六升

田畑高合五石四斗同取米合二石一斗六升

米一石二斗 永三百八十四文 但し二石五斗替

右と石盛と下り反取の法也則中田の石盛ハ上畑又准は是を田畑
六分違の法を以て畑方石盛を勘辨し直とを左の如し

上田十二 高は五ッ
及は四斗八升 中田十 高は五ッ
及は四斗

下田八 高は五ッ
及は二斗二升

上畑六 高は五ッ
及は四斗

中畑八 高は五ッ
及は三斗二升

下畑三六 高は五ッ
及は二斗四升

此永百六十文

此永百廿八文

此永九十六文

但し二石五斗替 但し同

但し同

田畑高合四石四斗四斗

高五ツ

同取米合二石一斗六升

内米三石二斗
永三百八十四文

右田畑六分違の勘辨を以て石盛を直を術に曰前条の田石盛高三石の内畑石盛二石四斗を減まれば残六斗也此六斗ハ田畑両高を引拂へを拂跡田畑對様を然る時ハ田高六斗ハ畑高一石を對をと知るべし然れど田と畑と石盛二ツ下り成ゆへ中田の石盛上畑を對をるより中田の石盛は六を兼して中畑の石盛は用ひ下田の石盛は六を兼して下畑の石盛は其位何程有ても心得同様也此の如くを中分の位として

地面土性の甲乙して上田と上畑は用ひ下田と上畑は用る事も有り又右取米一石二斗の内畑の仮取米九斗六升を引を残り二斗四升なり此本米也田畑兩取米を引拂ひ見をバ跡残り田畑對様を然るときは此二斗四升を畑高一石の取米と知る然るは田の取米の如く畑の本米あり前条の畑盛一石の仮取米四斗を以て右の二斗四升を除くは仮取米一石は本米六斗と成之は依て前条の畑仮石盛は六を兼して田方同様の釣合は石盛を直と也但し畑方仮取米を元の如く五ツ取は居置べし是ハ畑方二石五斗替の積りを以て永納成るより釣合也國は依り田畑米取と云ふは畑方と米取と云ふハ誤也去る依て上方は三分一銀納を甲州は大切小切の永納奥州は半石半永など云ふ法有て斗代盛と結ぶるを田畑共る米は直と也是ハ石盛を仕出を術あり然るは畑の取米は仮

取米と云て實米より少く又田の六畝と畑の一畝と對すと知べし
一取箇免相も田畑六分違の法に准じ勘辨の上次第を合て取を付る是上
中下三段と中分として考ふる也然るに田の取米程畑より少く飯米を掛
て二石五斗替の永取と知るべし前条の直し石盛畑六ツへ五ツ取を乗
じ取米三斗と成是を六分違の直段一石五斗を以て除きれば二石五斗
替の直段同様也

一田畑六分違と云ハ田高六斗ハ畑高一石は當る取箇ハ田米一斗ハ畑米
六升と同然也之より依て田畑六分違と云上方三分一銀納其外國の
法種より取米も皆之と同意也

○田畑六分違ひ一五の法起りの事
一六分違の法一五の起りハ高百石五ツ成田畑取分より起る委く左記

高百石 高五ツ取

此取米五十石 内廿五石畑方但し田畑等分五成五分なる也
此本米十五石

術は曰高百石は免五ツを減し取米五十石を得之を田畑半分は畑米
廿五石と成へ六分違ひの六を乗し取米十五石は減之を六分違の法
と為○又曰廿貫百石の積りを以て見れば畑高五十石の取米廿五石へ
六分を乗し減米十五石と成高五十石ハ永十貫文也是廿貫百石の法高
然るに右減米十五石を永十貫文に對し見れば金一兩は一石五斗替
當る今一五の法と云を是也但し一石五斗と實として取米直段二石五
斗を以て除し六分と成あり
一或人云石盛の起りハ新田畑開闢の年より鎌下三年の間の立毛を見る

べし仮令ハ一ヶ年ハ坪約合毛一升一合有と一及三百歩へ乗じ叔三石
 三斗五合摺よして米一石六斗五升又一ヶ年ハ坪約一升一合一及二叔
 二石米よして一石五斗又一ヶ年ハ坪約九合一及一叔二石七斗米
 よして一石三斗五升と成此三年の米合せて四石五斗と成平均よして
 一年一石五斗と成之を石盛の古法と云又根取ハ大石盛半分を用也
 と然りとソレども上方筋を田畑宜き故麦田多き場ハ五分よして
 百姓痛ハ閩東筋ハ上方より地面劣り下地の所多き故五分よして
 ハ麦田有処も上方より難儀也況んや麦田あき所と必を困窮又ふ
 故よ四分六分の心當よと云べき也
 一上方閩東は限らば田畑米取投免及取永取銀取よも高を結ぶよハ取
 箇よ以て極も也是米永共高の五石替水の二石五斗替と云法あり又

高の二割替とも云委くハ左記と奥羽ハ六石代七石代又ハ三石五斗
 替五石替ふと云種々の法はねども閩東上方の法を以て考る時ハ分明
 あり候と云ふし

○閩東二石五斗替起りの事

一閩東二石五斗替と云ハ廿貫百石五ツ成と云より起し也廿貫百石と云
 ハ上方も同じとよて高を結ぶよと田斗よりとも畑斗よりとも山野海
 川とも田畑とも結ぶ也又百石の地五十石を田とし五十石ハ畑と
 して結ぶらりり田高五十石の物成廿五石を本米畑方五十石の物成廿
 五石を仮米也此廿五石ハ六を乗じ十五石と成之は田米廿五石を加へ
 四十石と成之は依て四十石五ツ成と云也
 一右十五石ハ畑高永十貫文の本米也然るハ一貫文よ一石五斗替の直段

と二石五斗と見へる此二石五斗を畑高永十貫文と畑の仮米廿五石と對したる二石五斗あり

一右四十石五ツ成と云ハ虚厘也田方本米廿五石畑方仮米廿五石合て五十石と高百石は對し五ツ成也然も共畑方六分違の勘定して田畑取米四十石と成此四十石と高百石は對しする時ハ実厘四ツ當り終り

○二石五斗替厘付の事

一高百石三ツ成と云ハ米十五石 永六貫文 一高百石三ツ五分と云ハ米十七石五斗 永七貫文

一高百石四ツと云ハ米廿石 永八貫文 一高百石四ツ五分と云ハ米廿二石五斗 永九貫文

一高百石五ツと云ハ米廿五石 永十貫文

右を田畑六分違二石五斗替厘付田畑寺分の起り也此厘付の法を以て田畑多少の地米金多少有とも同厘と有ハ助成過不足なき様を考ふる

根元あり

一高六百十八石七斗五升 村

此取水三百九石三斗七升五合 但し高は五ツ

内 百五十四石六斗八升七合五勺 畑方但し二石五斗替 永六十一貫八百七十五文

右を高取米永有る時厘付と見る法也○術は日取永六十一貫八百七十五文へ六分違ひの法一五と練じて九十二石八斗一升二合五勺と成是へ有米百五十四石六斗八升七合五勺を加へ二百四十七石五斗と成是と厘付の法入して除を三百九石三斗七升五合と成と高くと除し厘付五ツと知る也但し高百石は竹米廿五石永十貫文に當り田畑多少并は皆畑とも同意と知るべし

○厘付の法八の起りの事

一 厘付の法は八を用ゆるハ二割半の法あり実一と置一二半りと除し
 八と得る此八の法を用ゆるハ仮令ハ田畑高百石の取米二石五斗五
 ツ成よして五十石と成田畑取分よして田畑共取廿五石宛也然もど
 田畑六分違の法あるゆへ一五の法を用ひて畑米と減じ米十五石と成
 之は田取を加へ四十石也田畑取米五十石の内よして減じ残り十石を
 置右の四十石よして除し二割半と知る外二割依て是よ一を加へ一二
 五と法よして実よ一と立除して八と得此八と法よして用ゆる也高厘
 付と見るハ畑永へ二石五斗と乗じ米よ直し高よと除し厘と成也此故
 又右田取廿五石へ畑取の十五石を加へ八よして除し田畑取米五十石と
 成之と高よと除し厘付と得る也但し之ハ二石五斗替五ツ成の法也

○廿貫百石と云事 井永の四割替高の二割替と云事

一 廿貫百石と云ハ高と結ぶ法よして永の四割替高の二割替も同意也

一 永廿貫文の地 村 此取五十石 但し二石五斗替

内 十貫文の地を 田方此取廿五石 但し右同

十貫文の地を 畑方此取廿五石

一 高百石 右廿貫文の地 右村 此取米五十石

高五十石 右十貫文の地 田方 此取米廿五石 高よ五ツ

高五十石 畑方 此取永十貫文 高よ五ツ

此取米廿五石 二石五斗替

右と高と結ぶ法よして田畑六分違の根元也但し此法よして執行する
 時ハ田畑等分の地を云よ及ぶハ田勝畑勝又ハ田斗替畑の地山野海川
 或ハ米金多少の地ありとも同高同重とわらば過不足ありとふし是也

高五ッ成の法也

一 永の四割替と云ハ廿貫百石田畑五ッ成より起る也○術は曰取米五十石と高永廿貫文と除シ二石五斗と得又高百石と四割替と同意也

一 高の二割替と云ハ永廿貫を以て高百石と對する謂也廿貫と法とし廿貫を除し高百石と得る永と何程も右の法にて除し高は結ぶあり

今永高の村有て取箇厘付と見るとハ右の意を以て知るべし之と高の五石替とも云高百石と五石を以て除し廿貫文と得る也前記を如く

上方三分一銀納奥州の六石代七石代ハの法とツへども関東二石五斗代の法と以て考ふる時ハ分明は知る也但し其内上方と仙臺ハ一倍違と右米より云傳ふ又関東ハ上方より二割替あり此外國の法色く有とも廿貫百石の法にて考ふる時を分明ありと云ふ

○上方厘付三分一銀納の事

一 上方の厘付関東は同じ但し関東の二石五斗替ハ則ち一石五斗替又成上方三分一銀納一石又四十八匁替ハ兩ハ一石二斗五升の直段又成也此の如き差引と勘弁なれば國々所々厘付田畑同厘と云ハ過不足なし

一 上方三分一銀納を関東は半石半永二石五斗替の意也其外甲州三分一小切納又大切納と云奥羽は有六石代七石代と何程も同じ心得也

一 上方ハをべて銀遣ひ成ゆへ銀納也又公納銀の定直段ハ金一兩又六十匁替也古来を町相場六十匁より安きより下直段銀を以て高直段成相場を納めし故百姓大に潤ひしと也今ハ通用銀六十匁の内へ引込又付為よりゆる由元来右の心を以て三分一銀納は定めたる成べし

一 上方とては物成の仕出しを廿貫百石より積り起せし也上方三分一銀

納の法有より畑の仮取米廿五石を三割其一と實とし残り二割法
として除るれば五分と成之を元来の廿五石へ乗じ十二石五斗と減じ
畑高五十石を永十貫文の地あり是を廿貫然る時ハ右十貫文を以て十
二石五斗と對するより永一貫文又一石二斗五升は當る永一貫文ハ
金一兩は通用を依る寄一兩の相場は的當なるあり

○上方銀納直段并関東直段二割高の事

- 一上方三分一直段一石は付四十八匁替と云法ハ右記を通りの畑取定
直段一石二斗五升より起る也術は曰公納銀相場六十匁を實置右畑
取定直段を法より除るれば一石は付四十八匁と知る之を定直段と
一上方の地を関東より二割高は付畑方直段二割高術は曰上方直段
一石二斗五升を法より除るれば関東の二石五斗と除る二割高と知る上方と

関東とい斗代盛を見るは此心を用る也然るは上方の盛十五ふれば関
東ハ十三として餘儀あるは関東より十五の盛をば上方の二割増
を斗代盛の内へ考へ入ると見えたり又石盛を考ふるは上方関東も
同然より田畑六分違と知るべし四十石を五ツ成と考へ五ツを以て結
ぶと中分ありと心得べし仮令惡地あり共右の如しと知べし若し山方
ふより高は五ツ成とも高き地を永くを積り石高を結ぶ委の本文
は有取箇免相を盛次第と心得定免と考へ猶以て盛を専一は心得べ
し又高を盛るに同然也又年々見取と考へ年々の出米次第と心得べ
し然る共畑方を盛を以て考ふるは肝要也

○上方関東及取釣合の事

- 一上方関東共石盛根取の仕出し法同様也又田畑六分違と云るは上方

関東同意也上方三分一銀納を関東二石五斗替の意一石四十八匁の定直段を関東二石五斗替又二割増の積り也右反取釣合左の通り也

上田十二の盛反取 中田十の盛反取 下田八の盛反取
上畑六の盛反取 但し中田と同じ 中畑下畑を二ツ下りの段と同じ

此永百六十匁 但し二石五斗替

田方同断上畑六の盛 又二斗四升

此永百九十二匁 但し一石又付定直段四十八匁替

右上方の反取二斗四升ハ関東上畑の反取四斗又釣合也術は曰上方上畑の反取二斗四升へ定直段の四十八匁を乗じ十一匁五分二厘と成と公納銀相場六十匁を除し反取永百九十二匁を得る是関東又二割高の永あり中畑下畑ハ術同断也又右反取永と一二を除し関東の反取

と成る此減永百六十匁是上方反取と二割減じたる永也又関東銀相場六十匁へ八と乗じて四十八匁と成是上方公納銀相場也高直成方と上方銀直段又用は是を何れも関東より二割高と知べし

一右上方関東二割高の謂と以て関東反取四斗と上方反取二斗四升と釣合と知るべし

一又曰関東銀六十匁と上方銀四十八匁とを除し上方定直段一石二斗五升と得る是関東二石五斗替二割高也又右一石二斗五升へ二割と乗じて二石五斗と成

一石盛りを畑方の根取と知るを反令へど上畑を見らるるが中田の盛へ六分違の六を乗じ六斗と成へ四分六分の四を乗じ上畑の夜米二石四斗と成是へ上方をねば四十八匁と乗じ六十匁とを除し根取永百九

十二文と得又曰上方の取取米を見よと関東中田の石盛へ二四を乗じて直二斗四升を得る是ハ六分違の六分と四分六分の四を乗したる早算あり又関東の根取永を知ると取取米を二石五斗まで除き去る一古反取永を以て石盛を知ると上方の反取永へ六十文を乗じ定直段四十八文を除し二斗四升の取取米を得る之と四分六分の四を除し石盛六ツと成也関東ハ上畑反取永百六十文又二石五斗を乗じ四斗と成と四分六分の四を除し石盛十を得る又之へ田畑六分違の六を乗じて石盛六ツと得る也

○水の四割替高の二割替高の五石替再談

一貫高と石高直をよそ買高と廿貫文を以て除し石高を得る
 一石高と永高直をよそ廿貫文を乗じて除し高の二割替と云

一貫高と以て元取米と知よハ貫高と四飯をべし 但し百石五斗成の謂あり
 一元取米を以て貫高と知よと四を乗じて
 一石高を以て元取米と見よと高と二飯をべし 但し高の二割替あり
 一元取米と高を見よと五飯をべし 但し高五石替五ツ成は當る

○田畑六分違厘付反取心得の事

永高五貫六百廿五文
 分米廿八石一斗二升五合
 一上田二町八反一畝七分半 此取十四石六分二合五勺 高は五ツ反は四斗取
 術は曰永高と二飯を以て分米高と得之と石盛を以て除し反別を得る分米は定重五ツを乗じ五分の米と成也又斗代を積るとハ五分の米は取ると反取に至ると四公六民は取る也之は依て石盛へ四を乗じて反又四斗取と成又反別へ乗じてり反取米と得る也中下も之は同じ

永高一貫八百七十五文
分米九石三斗七升五合

一上田一町九反五畝九分 石盛四ツ八分

此取四石六斗八升七合五勺 高五五
反又百廿八文取

術前同し但し石盛へ四と兼じ反取米と得る又六分違の法一五と以て除し反永と得るより中下之に准む

○山野海川高結ぶ法の事

一野錢野米山錢山手永其外海川ホを高結ぶを前記せし厘付の法と考へ田畑等分の心と以て結ぶべし皆五ツ成と元立米永より盛出を正也又米と高と結ぶを米一石を高二石を是高五ツ成の積り也又永を一貫文と高五石を積る是と高の五石替と云此又五術云永一貫文替は二石五斗と兼じ免五ツとて除し高五石を成右を何より野高

と云又真菰高葎高ふと云はり是亦野高と名る也取は定免五ツ取也又漆森楮ふとハ三尺廻り一束と分米一升と定一束永二又極る皆五ツ取の定法也國は寄漆畑指畑の検見ゆはれ心得を之と回し也是と上木年貢と云

○浮後小物成臨時の事

一浮後とハ海川魚漁ホ其外運上物の類と云小物成とハ野野山錢野手米山手米ホ都て正統に准むと云但し知行渡の時小物成ハ高結ぶとも運上物の高結ぶ又何れも賣出物出目米口米の類ハ臨時物と云此外不時掛るものを皆臨時物と云又六尺給米市傳馬宿入用市蔵前入用ホ是亦臨時物也

○高の五石替考の事

大正三

古来永一貫文と高五石と極ることを考ふるに今以て相州鎌倉中永高の
村より地坪千坪を以て永一貫文と當ると云傳ふ是を以て見る時ハ永
一貫文五石替と極ると見えたり右千坪を田法三より除し三反三畝三
歩三三と成是へ十五の盛を乗じ高五石と成し一坪一斗五合摺五分取
五ツ成の謂也○右十五の盛を未の術は曰永一貫文へ高五石を乗じく実とし
右の三反三畝三三三を以て除し十五の盛を得る也

○山方一毛作の場所高し結ぶ勘辨の事

一山方ふとて畑斗有てあるも一毛作の山畑より物成ハ少く反別斗り
多き地を斗代りてを高し結び難し是ハの処ハ貫積りの法を用て然る
なき也尤も反別ハ其土地の善惡よりて仮石盛を以て仕出さざれば右
石盛を仕出さ法此の如くあれども之を基と立る迄はよして強ち都て之

を用ゆるよりハ都ての事本正しうば未治より物と計ると
見當りてを空へ矢と誤つ如くして空也依て此法を立るもの也十五
の盛五ツ成ハ一坪一斗毛より始る一坪一斗毛とついで僅くあれ共此
法と元として幾百萬の高も計るべし然るに一を萬物の始より進む時
を無量に至る天數とて大極算數とてハ天元の一也依て古人之を以
て作為せると見えたり凡そ石盛を極るとを心とて第一とし勘辨の
二字を緊要とて其内検地石盛を百姓永代の浮沈安危の極る処あれを
屹度心とて必し必と忽せざるべし古人と都て事は猶豫ありたり
災有時も百姓の痛少し物も緩まき時と物事迫る故は小妻とついで
共百姓の難儀甚し或ハ離散し又ハ退轉し及ぶ者多し假令務めを止
るとついで共百姓疲勞する時と耕作勢ひよく肥足とて自然穀実らば

○ 叔摺取分勘辨の事

一 二合以上 早稲 共々四合摺 取分 $\frac{3}{7}$ 公納
 三合以上 水稲 共々四合摺 取分 $\frac{7}{10}$ 百姓
 一 三合以上 共々四合摺 取分 $\frac{2}{3}$ 半
 四合以上 共々四合摺 取分 $\frac{6}{10}$ 半
 一 五合以上 共々五合摺 取分 $\frac{4}{6}$ 半
 一 一升以上 共々五合摺 取分 $\frac{4}{6}$ 半
 一 一升以上 を五合摺より取分五分より但し一升の外五分の取分四分加ふる也

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之二畢

